

給与一部前払い制度のご案内

2025年5月より、給与一部前払い制度を導入いたします。

本制度は、「働いた分の給与を、働いた当月に一部受け取れる制度」です。
急な出費が必要になった際などに活用いただけます。是非、ご利用ください。

給与一部前払い制度の特徴

- 1 給与支払い日を待たず、当月に給与の一部が受け取れる
- 2 システムでの申請から最短当日に受け取れる
- 3 スマホアプリ・PCから、24時間いつでも申請OK



給与一部前払い制度の概要説明

- ①本制度は、申請給与前払いサービス「CRIA（クリア）」を使用します。
- ②前払いのご利用には、事前に「CRIA（クリア）」の利用申込が必要です。
利用申込時点で利用可能条件に該当する方のみ、サービスの利用が可能です。
- ③1回の利用につき、手数料550円がかかります。申請金額から手数料を除いた金額が振り込まれます。
例：10,000円の前払いを申請した場合の振込額→9,450円
- ④派遣先に承認された勤務をもとに計算される給与額の70%が前払い可能な上限額となります。
- ⑤はぐくみ企業年金制度を利用されている方は、⑤で計算された給与額から月間のはぐくみ掛金額を差し引いた金額の70%が前払い可能な上限額となります。
- ⑥毎週火曜日にCRIA上で「前払い可能な上限額」が更新されます。
※前週日曜～土曜分の勤怠情報が更新対象です。
- ⑦月が変わると前払い可能な上限額がリセットされます。前払い可能額の翌月繰り越しはできません。

給与前払いサービス「CRIA（クリア）」について

スマホアプリ・ブラウザからご利用いただける給与即時払いサービスです。

運営会社概要

株式会社メタップスペイメント
 設立：1999年3月19日
 資本金：11億3,478万円
 本社：東京都港区港南二丁目16番5号
 NBF品川タワー5階



簡単登録

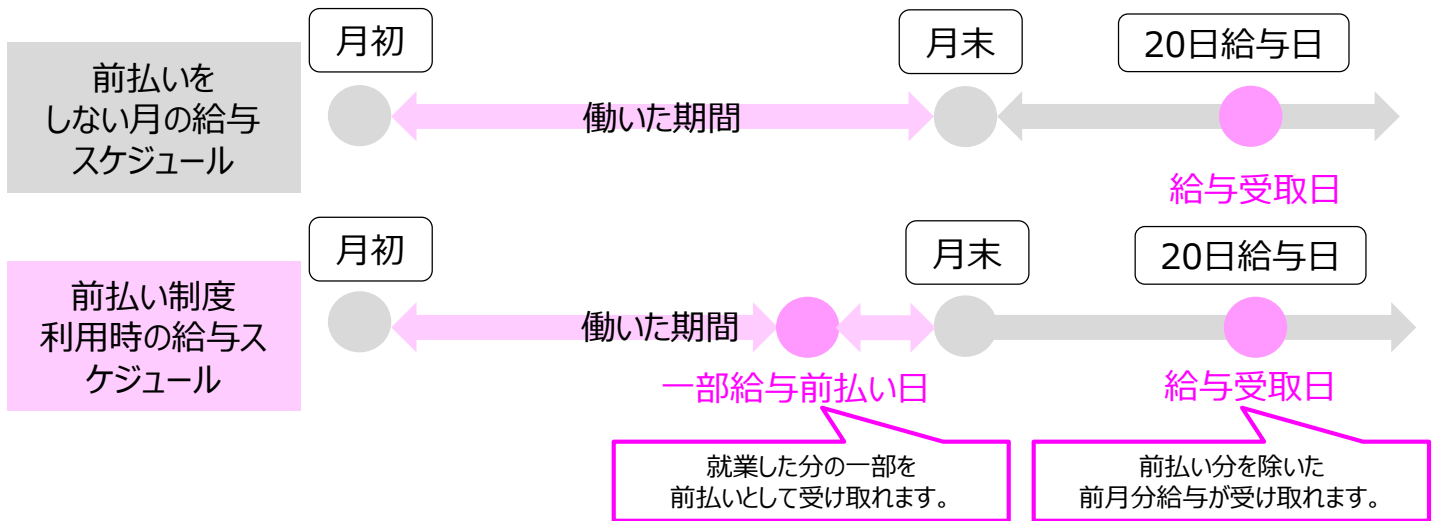


どこでも申請可能



即日受け取り可能

給与スケジュールの比較



本制度をご利用いただける方の条件

利用申込時における利用条件がございます。下記条件を全て満たしている方がご利用可能です。

利用条件

- ・利用申込時点の**前月1か月間（1日～末日まで）の契約及び、就業実績がある方**
- ・利用申込時点の前月の**出勤率が、ご契約から算出される就業時間の80%以上である方**
- ・当社へ当年度の**給与所得者扶養控除等申告書**をご提出いただいている方

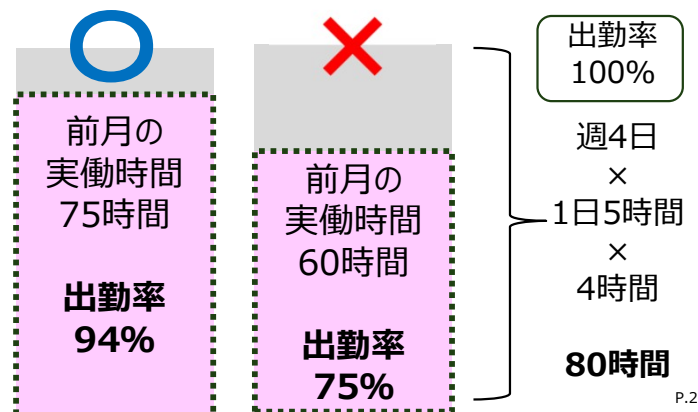
※出勤率の計算方法※

契約内容から算出される月間の就業時間を100%とし、実働時間の割合で計算します。

$$\text{出勤率 (\%)} = \frac{\text{前月の実働時間}(\text{※有給休暇分は含まず})}{\text{契約上の月の所定労働時間}}$$

(例) 週4日、1日当たり5時間契約の方の場合

週4日×5時間×4週間 = 月80時間を100%とし、
 前月の実働時間が64時間（80%）以上であるか
 を確認します。







前払い可能な上限額の更新スケジュールについて

毎週火曜日に更新されます。また、受け取るタイミングはご自身で決めることが可能です。

基本の更新について

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

-  更新対象期間
-  上限額更新日
-  申請可能日
-  上限額が更新されない日

【上限額更新】

前週の日曜日～土曜日の勤怠のうち、就業先で承認（日次承認）された勤怠分をもとに、火曜日に上限額が更新されます。

【申請可能日】

当月の初回更新日以降、（例の場合は10日）いつでも申請可能です。申請時点でCRIA上に表示されている【申請上限額】が申請できる金額の上限となります。

各月の初回更新について

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

【上限額更新】

6日の更新・・・28～31日分については、上限更新時点で月を跨いでいるため、更新対象とはなりません。1～3日の勤怠のうち、就業先で承認（日次承認）された勤怠分をもとに上限額が更新されます。

【申請可能日】

当月の初回更新日以降、（例の場合は6日）いつでも申請可能です。申請時点でCRIA上に表示されている【申請上限額】が申請できる金額の上限となります。

更新に関するその他注意事項

以下の場合、上限額の更新が行われませんのでご了承ください。
（月次の給与計算対応が実施されるため）

- ・月末最終日が火曜日の場合
- ・月の初回更新日が月初1営業日～3営業日の場合

専用システム「CRIA（クリア）」の利用申込方法

P3までをご確認いただき、前払いサービスのご利用を希望される方は、下記URLのリンクもしくは、QRコードから表示される利用申込フォームより「CRIA（クリア）」の利用申込をお願い致します。

申請後2営業日以内に弊社内で利用条件を確認の上、システムのID・使用方法などをメールにてご案内させていただきます。



【CRIA（クリア） 利用申込フォーム】
<https://krs.bz/b-style/m?f=3322>

よくあるご質問

本制度の利用条件について

ご質問	回答
利用申込してからどのくらいで利用できますか？	システムの利用開始までに2営業日かかります。前払い上限額が反映し、前払い申請が可能になるのは、利用申込後に初めて訪れる火曜日からとなります。 ※月末最終営業日～月初3営業日の場合には、上記よりお時間を頂戴いたします。
自分が利用条件を満たしているか分からない場合はどうすれば良いですか？	ご利用を希望される場合、フォームから利用申込ください。条件の確認のみをご希望される場合は、以下までお問い合わせください。 メール：payroll@b-style.net 電話：0120-995-514
利用申込後、利用条件判断の結果連絡はきますか？	利用可否に関わらず、結果はメールにてご連絡いたします。利用可の場合には、システムの利用方法のご案内をお送りします。利用不可の場合には、利用不可となった理由のご案内をお送りします。
Wワークをしている場合の出勤率はどのように計算されますか？	ご契約がある契約・実労働時間全てを合算して計算いたします。
はぐくみ企業年金制度に加入している場合も利用できますか？	利用条件を満たしていれば利用可能です。はぐくみ企業年金制度に加入している方は、前払い分勤怠よりはぐくみ掛金分を引いた額の70%が申請限度額に反映されます。
前月が1カ月以内の期間限定のお仕事の場合、利用できますか？	利用申込時点の前月1カ月間（1日～末日）のご契約及び、就業実績がない為、ご利用できません。翌月以降に改めて利用申込をお願いします。
一度利用不可となった場合、ずっと利用はできないままですか？	利用条件を満たしていれば利用可能になりますが、改めての利用申込が必要です。再申込時点の情報をもとに、改めて利用判断を致します。
制度利用中でしたが、就業契約が終わりました。CRIAのアカウントはどうなりますか？	直近の契約終了月の翌月中に再契約がない場合は、アカウントは削除されます。利用再開を希望される場合は、再度フォームから利用申込が必要です。

制度に関するお問合せ
 ビースタイルスマートキャリア 給与担当
 ☎0120-995-514（平日09:00-18:00）
 ✉payroll@b-style.net

給与前払いサービスCRIA（クリア）に関するお問合せ
 （株）メタップスペイメント CRIA よくあるお問合せHP
https://www.metaps-payment.com/faq/faq_cria.html

よくあるご質問

前払い申請上限額等について

ご質問	回答
Wワークをしている場合の前払い金額はどうなりますか？	対象期間の中で、派遣先にて日々承認がされている全ての勤怠を元に計算されます。
時給が変更になった場合はどうなりますか？	毎週火曜日の勤怠データ更新時点の時給にて前払い可能な上限額を計算いたします。差分が発生した場合には、月次の給与にて相殺いたします。
1週間に2回引き出す事はできますか？	可能です。CRIAシステム上の「申請限度額」が0円になるまで何度でも引き出し可能です。ただし、同日における、申請回数上限は2回までとなります。
手数料は1回ごとにかかりますか？	申請毎に手数料（550円）がかかります。
一日の申請の上限額はありますか？	1日の申請上限額は50,000円（振込額49,450円）となります。
勤怠申請が誤っていた状態で申請・引き出してしまいました。どうなりますか？	上限額更新後の内容変更は承れません。誤った勤怠内容での前払いサービスご利用により差分が発生した場合には、月次の給与にて相殺いたします。
前払い上限額の中に、有給使用分は含まれますか？	含まれません。前払い制度をご利用いただけるのは、実際に勤務いただいた給与分のみとなります。
残業や深夜勤務をした分は割増計算された上限額が反映されますか？	割増計算はされません。一律、時間内時給での計算となります。割増分との差額は月次の給与にて相殺いたします。
火曜日の上限額更新時間は何時ですか？	15時までにシステム上の「申請限度額」が更新されます。
上限額の計算対象となる勤務日はいつですか？	更新日の前週（日曜～土曜）の内、更新日前日である月曜日中に「勤怠承認」までされた勤怠分が、上限額計算の対象です。 ※勤怠データの反映作業により、一部火曜日に承認された勤怠も反映される場合がございます。

給与支払い、その他について

ご質問	回答
前払い制度を利用した月の給与明細にどのように表記されますか？	給与明細控除項目欄に「前払い金」として表記されます。
前払い制度を利用した月の税金（所得税）や保険料に影響はありますか？	影響はありません。月次の給与計算時に、前払い金も含めた金額で、税金の計算・雇用保険料計算を行います。
前払い申請後に働いた日数が少なく、保険料が天引きできない場合はどうなりますか？	不足分をお振込みいただけます。お振込金額や振込先などをご案内させていただきます。
前払い分の振込先口座を通常の給与振込口座と異なる口座にすることはできますか？	できません。給与支払い口座と同じ振込先が設定されます。ただし、口座への振り込みではなくセブンイレブンのATMでの引き出しは可能です。
利用申込していない人の情報や勤怠もシステムに反映されてしまいますか？	反映されません。前払い制度利用申込をされ利用可能となった方のみ、勤怠情報を含む情報がCRIAへ反映されます。
前払い制度の利用（CRIAの利用）をやめたいのですが、可能ですか？	可能です。下記メールアドレスもしくは、お電話にてご連絡ください。 メール： payroll@b-style.net 電話：0120-995-514
CRIAのパスワードがわからなくなりました。	ログイン画面の「パスワードの再設定」を選択いただき、リセットをお願いします。

制度に関するお問合せ
 ビースタイルスマートキャリア 給与担当
 ☎0120-995-514（平日09:00-18:00）
 ✉payroll@b-style.net

給与前払いサービスCRIA（クリア）に関するお問合せ
 （株）メタップスペイメント CRIA よくあるお問合せHP
https://www.metaps-payment.com/faq/faq_cria.html